

経営事項審査基準改正に伴う再審査申立て要領

(令和7年7月1日～同年10月28日申請分)

令和7年7月
愛媛県

この要領は、国土交通省より令和7年6月25日付け国不建第42号「資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて」が発出され、令和7年7月1日より適用されたことに伴い、愛媛県知事許可業者が、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。

なお、令和7年7月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、改正後の審査基準により審査を行いますので、この要領に基づく再審査の申立ての必要はありません。

参 考

○建設業法施行規則

(再審査の申立て)

第20条 (第1項 省略)

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

(1) 再審査の対象

- ・申請日現在で、1年7か月前の日以降を審査基準日として改正前の審査基準による結果通知を受けているもの

- ・審査基準日が令和7年3月31日以降かつ単独決算であり、改正前の評価方法に基づき受審した建設業者

※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

(2) 再審査の申立て期間

令和7年7月1日から同年10月28日まで

(3) 再審査の対象項目

再審査は基準改正による変更事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の項目です(これらに該当がない場合は、総合評定値は変わりません)。改正部分以外の項目を変更して再審査を受けることはできませんので、御注意ください。

○資本金借入金に係る事務取扱い方法の変更

以下の審査項目において、資本金借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」を追加する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X₂₁自己資本（自己資本に加算）

（４）再審査申請書の提出先

主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部または土木事務所

（５）再審査の手数料

無料

（６）申請方法

①往復はがきによる下書き審査申込み～清書提出（本申請）

通常の経営規模等評価申請・総合評定値の請求と同様、対面による下書き審査を行った後で、本申請（清書の提出）をしていただくこととします（なお、はがきの記載方法等の詳細につきましては、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領（令和7年7月1日から申請用）」を御参照ください。なお、**「再審査の申立て」**である旨を**必ず明記**してください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

②提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・ 総合評定値請求書 (建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)別記様式第25号の14)	20001 帳票 【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定値の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・「項番 05」は、コード「4」を記入。 ・「項番 08」～「14」は、前回申請時から変更があった場合には、変更後の内容を記載のこと（但し、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る）。 ・「審査結果の通知の年月日」は結果通知書の発行年月日を記入。

		・「再審査を求める事項」欄には「令和7年7月1日適用の資本金借入金に係る事項」と記入。 ・「再審査を求める理由」欄には「取扱方法の改正のため」と記入。
2	工事種類別完成工事高/ 工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）の 前回提出分の <u>写し</u>	20002 帳票
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票
4	技術職員名簿（同様式別紙二）の 前回提出分の <u>写し</u>	20005 帳票
5	経営状況分析結果通知書の <u>写し</u>	改正前の基準の申請時に提出したもの
6	「資本金借入金」該当証明書の <u>写し</u>	・経営状況分析の申請時に提出したものの写し ・証明者は、公認会計士・税理士・建設業経理士1級のもの（1級登録経理試験に合格・1級登録経理講習を受講した者）とする。 ※在籍先（社内・社外）は問わない。

③提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

（留意事項）

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求められます。
- ・「原本添付」または「原本」と明記したもの以外でも、原本確認を行う場合があります。

（■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類）

番号	書類内容	提示書類摘要
1	前回申請時の提出書類等	■前回申請時の提出書類副本（再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知を受けた審査基準日に係るもの。なお、 地方局建設部 または 土木事務所の受領印のあるものに限る。 ） ■再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知書
2	資本金借入金を加算した自己資本額の確認に要する書類	■基準決算の貸借対照表 ※〔項番：17〕自己資本額の計算基準区分で「2：2期平均」を選択し、自己資本額に資本金借入金を加算した金額を含める場合は、基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表も提示

④提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1 部	1 部

(7) その他留意事項

①愛媛県の入札参加資格との関連

愛媛県におきましては、「愛媛県建設工事請負業者選定要領」に基づき、合併や会社再生等により、会社の様態に変更があった場合にのみ格付けの変更を行うこととしているため、今回の再審査を申し立てていただいても、その結果をもって本県の格付けの総合数値は変更いたしません。

なお、愛媛県建設工事等入札参加資格審査の随時申請を行う業者については、有効期限内の経営事項審査の結果通知であれば、改正前の審査基準(以下、「旧経審」という。)による結果通知であるか新経審による再審査結果通知であるかは問いません。

②愛媛県以外の発注機関における入札参加資格との関連

国や県内市町等の本県以外の発注機関への入札参加資格審査申請を予定している場合、各発注機関において必要となる経営事項審査の結果は、旧経審のものか新経審のものが異なる場合があります。ついては、再審査を申し立てる前に、それぞれの発注機関に十分に御確認ください。